

## 都市行財政の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 1 地方交付税等の確保について

- (1) 地方の実態に即した財政需要を的確に見込み、必要な地方交付税総額を確保するとともに、人口減少や基金残高増加が普通交付金減額の要因とならないよう、算定方法の見直しなど、適切な措置を講じること。
- (2) 令和7年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費高騰対応分や施設管理委託料等の増加分が計上されたが、十分な金額とはいえないことから、増大する行政経費に見合った十分な財政措置を講じること。  
また、人事院勧告等に伴い人件費が大幅に増加していることから、必要な財政措置を講じること。
- (3) 地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納及び取扱手数料に要する経費について、出納事務に係る経費が増大していることから、十分な財源措置を講じること。
- (4) 会計年度任用職員の処遇改善を図るため、地方公務員法上の均衡の原則において基準となっている国の非常勤職員の特別休暇のうち、生理休暇及び公務傷病休暇を有給化すること。

### 2 地方債等の充実について

- (1) 公共施設等の脱炭素化に活用可能な脱炭素推進事業債は、地域脱炭素対策計画の集中期間と同様に令和7年度までとされているが、全国的に脱炭素化に向けた投資がこの期間に集中することや、物価高騰に伴う資材調達・人材不足による事業の遅延が想定されることから、令和7年度までとされている発行期限を延長すること。
- (2) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、十分な額を計上すること。
- (3) 今後の適切な公共施設マネジメントの実施及び公共施設の数量適正化を実現するため、公共施設等適正管理推進事業債の期間を延長するとともに、公共施設等の除却のみの事業に対し地方交付税措置を講じること。
- (4) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、引き続き防災体制の強化を図るため、令和8年度以降も時限措置を延長すること。
- (5) 地方公共団体の財政運営の健全性等を保ちつつ、必要な社会基盤整備を推進するため、地方財政法第5条第5号の特例として、優良建築物等整備事業への起債の充当を認めること。

### 3 国庫補助金の財源確保について

国の施策に基づき実施する事業やサービスについて、地方自治体の事業執行に支障が生じることのないよう、補助率どおりの必要額を確保するとともに、翌年度精算方法の導入を図ること。

### 4 教育環境・文化振興の充実強化について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育支援員や教育補助員及び学校看護師の配置に対する財政措置を拡充すること。

また、学校事務支援員の配置に係る財政支援を講じること。

- (2) 公立小・中学校においてゆとりある学びを可能にするため、小中学校における少人数学級編制を早期に実現すること。
- (3) 自治体の財政力により子育て支援施策に差が生じることなく、全国で平等な教育環境を確保する観点から、義務教育期間における学校給食費の無償化に係る財政措置を講じるとともに、幼児教育・保育における副食費についても、国による無償化に必要な予算措置を講じること。
- (4) 部活動の地域移行に当たっては、改革推進期間で立ち上げた地域クラブが持続的に運営できるよう、令和8年度以降も国の施策として財政支援を継続すること。
- (5) 公立学校施設の新増改築や長寿命化、学習環境改善のための施設整備等を計画的に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、広範な補助メニューの設定や物価高騰等を反映した補助単価への見直しなど、財政措置の拡充を図ること。
- (6) 長寿命化計画に基づく社会体育施設の大規模改修に対する財政支援制度を創設すること。
- (7) GIGAスクール構想実現のために整備したICTの維持・更新に必要な経費等について、十分な財政措置を継続して講じるとともに、デジタル教科書の活用等を見据え、通信回線の増強に関する財政支援を講じること。  
また、ICT支援員の配置の充実やICTの活用による教職員の指導力向上を図るなど、必要な支援を継続的に講じること。
- (8) 文化財の保存・伝承に係る現行の支援制度では、必要とする支援に結びつかない事例も発生していることから、価値ある文化財を後世に守り引き継いでいけるよう、補助率の高率設定や補助対象の拡大など、財政支援の拡充を図ること。

### 5 マイナンバー制度への対応と情報通信基盤の整備について

- (1) マイナンバー制度の運用に当たっては、データの仕様が毎年改定される等、区による財政支援があるものの、自治体にとって大きな負担となっていることから、システム標準化・共通化に係る移行経費補助上限額の拡充や運用経費圧縮を図るとともに、システム整備費への財政支援を拡充すること。
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に係る移行経費について、全額国費で負担するとともに、移行後のシステム運用に係る経費負担が過大とならないよう、十分な財政措置を講じること。